

介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

(令和7年11月1日現在)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話；0776(30)7660（月～金曜日 午前8時30分～午後5時）

担当；支援相談員 馬場 ＊ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

2 介護老人保健施設 ケアホームさいせい 介護予防通所リハビリテーションの概要

(1) 事業所概要

名 称	社会福祉法人 恩賜財団 福井県済生会 介護老人保健施設 ケアホーム・さいせい	代表者役職・氏名	施設長 宇野 英一
所 在 地	〒918-8235 福井市和田中町徳万28	電 話 番 号	0776-30-7660
協 力 病 院	社会福祉法人 恩賜財団 福井県済生会病院	F A X	0776-30-7661
協力歯科医	三 井 歯 科 医 院	介護保険指定番号	1850180082

(2) 通所リハビリテーションの職員体制

令和7年9月現在

医師	看護職員	介護職員	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	管理栄養士	支援相談員	運転手	事務職員
1人	2人	15人	2人	1人	1人	1人	1人	3人	1人

(上記にはパート職員も含みます)

(3) 介護予防通所リハビリテーションの設備の概要

定員	60名	機能訓練室	1室 169.8㎡
食堂兼 レクリエーション 室	1室 212.9㎡	診察室	1室
		相談室	1室
浴室	一般浴室(32.4㎡)	送迎車	リフト車 4台
	特別浴室(20.4㎡)		乗用車 3台

- ・ 談話コーナー
- ・ 会議室
- ・ ボランティア室
- ・ 理容室
- ・ 介護用品展示コーナー
- ・ 家族介護教室
- ・ 他

(4) 介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間

営業日	日曜・年末年始(12/30～1/3)を除く毎日
営業時間	午前 8:15 ～午後 5:15

3 緊急時の対応

ご利用者に容体の変化などがあった場合は、速やかに当施設の医師の診察等必要な処置を講ずるほか、必要に応じて隣接の済生会病院に搬送させていただきます。同時にご家族に速やかにご連絡致します。

4 サービス内容

共通 サービス	送迎	福井市内。
	入浴	自宅での入浴が困難な方は、職員の介助のもと入浴していただきます。
	食事(昼食)	管理栄養士の指導のもと、それぞれのご利用者に応じた昼食を提供します。
	健康管理	医師・看護師が行います。
	機能訓練	計画に基づいた理学療法士・作業療法士によるリハビリテーションのみならず、全ての動作を「生活リハビリ」「集団リハビリ」と位置づけています。
選択的 サービス	口腔機能向上指導	口腔機能の向上を目的として、口腔清掃や摂食・嚥下機能の訓練を行い、心身のご状態の維持・向上を支援します。
	栄養改善指導	低栄養状態の改善等を目的として、栄養食事相談などの栄養管理を行い、心身のご状態の維持・向上を支援します。

5 要支援区分による受け入れ回数

要支援区分	受け入れ回数(回／週)
要支援1	1
要支援2	2

※上記以上の回数を利用希望の場合は、介護支援専門員にご相談ください。

6 利用料金【介護保険負担割合証に表記されている負担割合となります】

(1),(2)は介護保険1割負担分を表記しています。

(1) 基本単位 1割負担分 (月単位)

要支援1	2,268
要支援2	4,228

(2) 加算単位 1割負担分 (月単位)

要支援1(利用月から12ヵ月超)	要支援1	-120
要支援2(利用月から12ヵ月超)	要支援2	-240
若年性認知症利用者受入加算		240
退院時共同指導加算		600
栄養アセスメント加算		50
栄養改善加算		200
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		20
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		5
口腔機能向上加算(Ⅰ)		150
口腔機能向上加算(Ⅱ)		160
一体的サービス提供加算(栄養改善、口腔機能向上を複数算定時)		480
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	88
	要支援2	176
科学的介護推進体制加算		40
介護職員等処遇改善加算Ⅰ(基本料金に加算を加えた総単位数に乘じる)		加算率8.6%
地域区分ごとの上乗せ割合【福井市】(介護職員等特定処遇改善加算後の単位数に乘じる)		加算率1.7%

(3) 実費分(日額)

(円)		(円)	
昼食代	750	サルバLパット	12
おやつ代	50	サルバWパット	33
日常生活費	200	おむつM	83
行事参加費(外出)	550	おむつL	96
理美容代(まこと)	2,600(税込)	紙パンツふつう	61
		紙パンツ大きめ	68

※日常生活費・・・タオル・シャンプー・リンス・おしぼり・ひげそり・ボディソープ 等

7 事故発生時の対応

介護予防通所リハビリテーションサービスの提供により発生した事故は、ご利用者の家族・地域包括支援センター・市町村へ連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際し行った処置について記録を残し、再発の防止に努めます。

また、当施設の責に帰すべき事由によってご利用者が損害を被った場合、当施設はご利用者に対してその損害を賠償するものとします。

8 サービスの利用方法

(1) 利用開始の手続き

まずは、お電話などでお申し込みください。支援相談員がご自宅へ訪問し、ご利用についての説明を致します。契約を結んだ後、利用曜日・開始日を決めさせていただきます。

※ 介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

①ご利用者が、病院などに入院した場合。

②ご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)・要介護度1～5と認定された場合。

③ご利用者がお亡くなりになった場合。

※ ①については、退院後、介護予防通所リハビリテーションに通うことができる状態・病状であり、ご本人・ご家族からのご希望があれば、再度契約を結び、ご利用していただくことが可能です。

9 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

要支援認定において要支援1・要支援2と認定された方を対象に、入浴・リハビリテーション・食事・レクリエーションなどのサービスを提供し、自立した日常生活が送れるように支援します。

また、介護予防サービス計画に基づき、機能向上訓練・口腔ケア・栄養管理等、サービス計画書で設定されている目標の達成を図ります。

(2) 介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項

面会	午前8時30分 ～ 午後5時 まで
持ち物	基本的には、自己管理でお願いします。特に、金銭・貴重品はお預かりしません。 食べ物の持ち込みもご遠慮ください。
受診	医師の判断で、必要な場合は施設の看護師がお連れします。(緊急時) 定期の受診へお連れしたり、付き添うことはできません。
投薬	かかりつけの病院で受けている薬をお持ちください。薬の処方はできません。

10 非常災害対策

災害時の対応	近隣に東消防署あり、迅速に対応可能	防 災 訓 練	年2回以上実施
防 火 設 備	消火器など配備	防 火 管 理 者	常勤にて配置

11 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 申立窓口

窓 口	方 法	窓 口	方 法
福井県済生会 介護老人保健施設 ケアホームさいせい (担当者: 針原) 1F事務所・苦情箱(1階に設置)	TEL 0776-30-7660	福井市介護保険課	TEL 0776-20-5715
	FAX 0776-30-7661	福井県国民健康保険団体連合会	TEL 0776-57-1614
		福井県運営適正化委員会 (福井県社会福祉協議会内)	TEL 0776-24-2339

(2) 苦情処理手順

- ① 苦情内容を把握し、事実関係等を確認します。
- ② 迅速に苦情への対応策を検討します。(ケアプランの再検討、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター及び当該利用者に係わる他サービス事業者との話し合い等)
- ③ 必要に応じてケアプランの変更、他サービス事業者等への連絡要請・改善要請を行います。
- ④ 利用者に改善内容の報告や説明を行い理解を求めます。
- ⑤ 第三者委員を設置しておりますので、ご希望に応じてご相談いただくことができます。
- ⑥ 当事業所は、ご利用者からの苦情に関しては、カルテその他の物件の提出・提示に応じます。
また、市町村あるいは国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行い、当該ご利用者との円満な解決に努めます。

(3) 個人情報に関すること

当事業所では、当事業所が保有する、ご利用者や関係者の個人情報について個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、かつ自立的なルールおよび、体制を確立し、個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することに努めます。